

課法

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者名

殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の3第5項及び同法第41条の13の3第8項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の3第6項及び同法第41条の13の3第9項の規定に基づき適格口座管理機関の承認を取り消しましたから通知します。

（該当事実）

- 申請書類に不備又は不実の記載があること
- 適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること
- その他（ ）

（規格A4）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。